

国民健康保険で 安心・健やかな生活を

病気やけがをしたとき、安心して医療を受けられるように国民健康保険（国保）制度があります。この制度は健康保険加入者がそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、また、国も同じ負担をするという「相互扶助」の中で運営されています。わたしたちの暮らしを守る大切な国保を正しく理解し、その健全運営にご協力ください。

〈戸籍保険グループ・市役所 1階 ☎42~3217〉

国保に加入する方

職場の健康保険や共済組合に加入している方とその家族、生活保護世帯の方及び後期高齢者医療制度の対象となる方以外は、全て国保に加入することになります。

国保では、家族一人ひとりがみな被保険者となり、加入手続きは世帯主が行います。

また、75歳（寝たきりなど一定の障がいのある方は65歳）になると、後期高齢者医療制度によって医療を受けるため、国保から脱退することになります。

市役所への届け出

会社を退職したときや家族に異動があった場合など、国保への加入や喪失事由が発生したときは、必ず14日以内に届け出をしてください。

届け出が遅れると、保険証がない期間の医療費を全額自己負担しなければならなくなったり、保険税（料）を二重に支払うことになる場合があります。

■こんなときは14日以内に届け出を

▼国保に加入するとき

▼職場の健康保険をやめたとき

▼生活保護を受けなくなったとき

▼子どもが生まれたとき など

▼国保をやめるとき

▼職場の健康保険に加入したとき

▼生活保護を受けることになったとき

▼加入者が死亡したとき など

▼そのほか

▼他市町村から転入してきたとき

▼他市町村へ転出するとき

▼保険証をなくしたとき

▼子どもが就学のため他市町村に転出するとき など




保険証

国保に加入すると、1人に1枚ずつ国民健康保険被保険者証が交付されます。これは、国保の被保険者であるという証明となるものです。

カード型の保険証は、持ち運びやすい反面、紛失しやすいので、管理にはじゅうぶん注意しましょう。

国保で受けられる給付

国保の加入者（被保険者）は、次の表に掲げる給付が受けられます。

療養給付費	<p>病気やけがをしたとき、医療機関の窓口で保険証を提示すると、医療費の3割(※)を自己負担するだけで、診療や薬、注射の処置などが受けられます。残りの費用は国保が負担します。</p> <p>※70歳以上の方のうち、同じ世帯に課税所得が145万円以上ある70歳以上の国保被保険者がいない方の自己負担は2割(平成26年4月1日以前に70歳になった方は1割)となります。</p>																	
一部負担金減免及び徴収猶予	<p>災害や事業の休・廃止、失業などによって、収入が著しく減少し、生活が困難になった場合は、医療機関で支払う一部負担金の減免及び徴収猶予を受けることができる場合があります。</p>																	
限度額適用認定証	<p>受診する際に、医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示することで、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。必要となった場合、国保の窓口で申請し、限度額適用認定証の交付を受けてください。市民税非課税世帯の適用を受けた場合は、入院時の食事療養標準負担額についても、同時に減額を受けることができます。ただし、70歳以上の高齢受給者の方で市民税課税世帯の場合は申請の必要はありません。</p>																	
入院時食事療養費	<p>入院中の食事代は、加入者がその一部を負担し、残りを国保が負担します。 なお、市民税非課税世帯の方は、市役所への申請により下表のとおり減額されます。</p> <p>【入院時の食事代の標準負担額】</p> <table border="1" data-bbox="347 927 1078 1184"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>一部負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般（下記以外の方）</td> <td>1食 460円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民税非課税世帯（70歳以上の方は低所得者Ⅱ）</td> <td>90日以内の入院</td> <td>1食 210円</td> </tr> <tr> <td>90日を超える入院</td> <td>1食 160円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所得が一定基準に満たない70歳以上の方（低所得者Ⅰ）</td> <td>1食 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※低所得者Ⅱ…世帯全員が市民税非課税の方 ※低所得者Ⅰ…世帯全員が市民税非課税で世帯員の各所得が必要経費や控除を差し引いたときに0円となる方</p>			区 分		一部負担金	一般（下記以外の方）		1食 460円	市民税非課税世帯（70歳以上の方は低所得者Ⅱ）	90日以内の入院	1食 210円	90日を超える入院	1食 160円	所得が一定基準に満たない70歳以上の方（低所得者Ⅰ）		1食 100円	
区 分		一部負担金																
一般（下記以外の方）		1食 460円																
市民税非課税世帯（70歳以上の方は低所得者Ⅱ）	90日以内の入院	1食 210円																
	90日を超える入院	1食 160円																
所得が一定基準に満たない70歳以上の方（低所得者Ⅰ）		1食 100円																
療養病床に入院時の食費・居住費	<p>療養病床に入院する65歳以上の方は、食費と居住費の一部を負担し、残りを国保が負担します。</p> <p>【食費・居住費の標準負担額】</p> <table border="1" data-bbox="347 1326 995 1552"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>食費(1食)</th> <th>居住費(1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（下記以外の方）</td> <td>460円</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>210円</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>130円</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>難病患者</td> <td>100円～260円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	食費(1食)	居住費(1日)	一般（下記以外の方）	460円	370円	低所得者Ⅱ	210円	370円	低所得者Ⅰ	130円	370円	難病患者	100円～260円	0円	
区 分	食費(1食)	居住費(1日)																
一般（下記以外の方）	460円	370円																
低所得者Ⅱ	210円	370円																
低所得者Ⅰ	130円	370円																
難病患者	100円～260円	0円																
葬 祭 費	<p>加入者が死亡したとき、葬儀を行った方に3万円を支給します。</p>																	
出 産 育 児 一 時 金	<p>加入者が出産したときに、42万円を支給します(4か月以上の死産・流産を含む)。</p>																	
療養費及び移送費	<p>次のような場合で医療費の全額を支払ったときは、後日申請により保険で認められた部分の払い戻しを受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷緊急やむを得ない理由で、保険証を持たずに受診したとき。 ▷医師が必要と認めたコルセットなどの治療装具を購入したとき。 ▷重病人の入院や転院などの移送のため費用がかかった場合、申請して国保が必要と認めたとき。 ▷海外の病院で診療を受けたとき。 																	
訪 問 看 護 療 養 費	<p>医師が必要と認めた場合、費用の一部を利用料として支払うだけで訪問看護ステーションなどを利用でき、残りの費用は国保が負担します。</p>																	

高額療養費

高額療養費とは、けがや病気で医療機関にかかり、1か月（同じ診療月）の間で、医療機関に支払った医療費の自己負担が高額になったとき、一定額を超えると、その超えた分が国保から支給されます。

①自己負担限度額

加入者が同じ月内に、医療機関に支払った医療費が下の各表に掲げる限度額を超えた場合、その超えた分が申請により支給されます。

ただし、69歳以下の方は同じ病院でも入院と通院は合算できません。また、食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除かれます。

②世帯合算（69歳以下の方）

同じ世帯で、同じ月内に21,000円以上医療費を支払った方が複数いた場合、合算した額が左下の表の限度額を超えたときは、その超えた分が申請により支給されます。

※70歳以上の方は、右下の表をご覧ください。

③多数該当世帯

北海道内で継続して国保に加入している同じ世帯で、その月を含めた12か月以内に4回以上の高額療養費

の支給を受けるときは、4回目からは下の各表の「多数該当」の場合に示す限度額を超えた分が申請により支給されず（道内での転居は通算されず）。

高齢受給者証

国保に加入されている方が70歳になると、医療費の自己負担額が軽減される「高齢受給者証」を交付しています。

病院を受診するときには、忘れずに保険証と一緒に窓口で提示してください。

ただし、8月以降新たに交付する高齢受給者証は国民健康保険被保険者証と一体化になります。

第三者の行為

交通事故（自動車や自転車などによる事故）や飲食店等での食中毒、散歩中に他人の犬にかまれたなど、第三者（加害者）の行為によってけがや病気になったときの治療費は、本来は加害者が全額負担するのが原則ですが、状況により被保険者証を使用し受診することができます。国保の被保険者証を使用して受診する場合は、必ず市へ申請してください。

■高額療養費の1か月の自己負担限度額表

●69歳以下の方

所得区分	3回目まで	多数該当 (4回目以降)
901万円超 ア	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	140,100円
600万円超～901万円以下 イ	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	93,000円
210万円超～600万円以下 ウ	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	44,400円
210万円以下 エ	57,600円	44,400円
市民税非課税世帯 オ	35,400円	24,600円
特定疾病	10,000円 (上位所得者は20,000円)	

※所得区分…所得区分の額は基礎控除後の総所得
 ※市民税非課税世帯…世帯全員が市民税非課税の方
 ※特定疾病…特定疾病療養受療証の交付を受けている人工透析、血友病等の長期疾病

●70歳以上の方

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	57,600円	80,100円 + 下記の加算額 多数該当の場合44,400円
一般	14,000円 (年額上限144,000円)	57,600円 多数該当の場合44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※現役並み所得者…同一世帯に課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方や同一世帯の収入が520万円以上（1人の場合383万円以上）の方など
 ※低所得者Ⅱ…世帯全員が市民税非課税の方
 低所得者Ⅰ…世帯全員が市民税非課税で年収が80万円以下の方
 ※加算額…(医療費総額 - 267,000円) × 1%

皆さんの地域で 相談や支援を行うボランティア 民生委員・児童委員



■皆さんの地域を担当する民生委員・児童委員

氏名	電話番号	担当地区
佐渡節子	42~3703	上歌旭町、上歌新栄町、上歌曙町
荒田照代	42~3805	東光三区、本町中央
三浦いさお勇	42~5262	東光二区、本町社宅、本町川向
田中歌子	42~3310	本町第一
あか岡 ぶちえい 栄子	42~2365	本町第二（1班～5班）
くろ だ まさ 征子	42~2806	本町第二（6班～8班）、本町金井沢、歌神川向
すず ぎ 木 たかし 孝	42~4183	歌神一区、歌神三区、歌神筈沢
やま ぎき えい 子 嶺 榮子	42~5310	歌神市街、歌神一区の一部、歌神二区、歌神梅の沢
ひら かわ せい じ 二 川 聖	42~2285	神威市街、神威桜沢
やま かわ よし のぶ 川 義 信	42~4664	神威錦ヶ岡、神威宮の下、神威神楽岡
とく やま く み こ 徳 山 久美子	42~4491	中村中央団地
まえ かわ あきら 昭 川 昭	42~4559	中村中央団地、中村宮下町
せき たい あ 武 雄	42~5014	神威美山町、中村市街
い い しげる 井 滋	42~6421	文珠第一
むけ だ まさ ゆき 武 田 正 幸	42~6789	文珠第二（高台）
さが ら あき よし 相 良 昭 吉	42~3572	文珠第二、文珠本通り
あら 新 井 美代子	42~4355	文珠新泉町
ひ かげ あけ み 日 景 明 美	42~2757	文珠しらかば団地
きた やま あき こ 北 山 昭 子	42~4591	文珠第三（1班～5班）、単身者住宅、企業向け住宅
お 尾 なか しん いち 中 慎 一	42~4139	文珠第三（6班～15班）
か 加 つ 武 津 武	42~3856	市内全域 ※主任児童委員
すぎ やま る み 子 杉 山 るみ子	42~6482	市内全域 ※主任児童委員

■民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、国から委嘱された、皆さんのいちばん身近な相談員です。

本市には22人の委員がいて、様々な悩みを持つ方の相談に応じ、行政機関とのパイプ役として無給で活動しています。

■こんなときはご相談を

- ▷介護や在宅福祉サービスの利用に関する事
- ▷生活福祉資金などの借入れや返済に関する事
- ▷生活保護の申請や受給などに関する事
- ▷心身上の疾病、障がい、予防、治療、医療費、精神衛生などの問題に関する事
- ▷育児や子どものしつけ、保育などに関する事
- ▷虐待やいじめ、非行などの問題行動に関する事

委員は、こうした問題を解決する糸口を見つける手助けなどを行っています。

もちろん、相談時に知り得た個人の秘密は厳守しますので、困ったことがあったら一人で悩まず、気軽にご相談ください。

■主任児童委員とは

児童問題に積極的に対処する専門員です。地域を担当する民生委員・児童委員と一体となり、子どもの問題や子育て支援活動に取り組んでいます。

●●●社会調査にご協力を●●●

民生委員・児童委員協議会では、地域内における各家庭の家族構成等の現況を把握するため、毎年5月に社会調査を実施しています。

地区担当の民生委員・児童委員が訪問しましたら、ご協力をお願いします。

〈社会福祉協議会 ☎42~2328〉

特産品を 開発しませんか

歌志内ブランド開発支援事業のご案内

本市の新しい魅力を発信するため、市内にある各種有効資源を活用した特産品の開発及び販売促進事業に補助金を交付します。

- ▶ 補助対象
 - ▷ 市内に主たる事業所を有する中小企業または個人の事業主
 - ▷ 市内に住所を有する個人
 - ▷ 市内に所在する団体等
 - ▶ 補助対象経費
 - ▷ 特産品の開発に要する試験研究費や容器、包装等の作成費など
 - ▶ 補助金額
 - ▷ 対象経費の3分の2以内で100万円まで
 - ▶ 審査
 - ▷ 審査委員会による審査を行い決定します
- ※くわしくは、ふるさと振興グループ（市役所2階 ☎42～3215）



はじめまして、4月1日付
けで企画財政課企画広報グル
ープに勤務しています小野寺
健太郎です。

市で育ちました。
現在の仕事は、歌志内市の
広報紙の作成やホームページ
の管理などをしていきます。
初めてのことが多く、先輩
たちに教わりながらの日々で
すが、市民の皆さんや歌志内
市の力に少しでもなれるよう
に頑張ります。

私の趣味・特技はスポーツ
で小学校では野球、中学・高
校ではソフトテニスをしてい
ました。その関係で夏と冬に
何度か合宿などで歌志内市に
来たことがあります。また、
母が昔歌志内市に住んでいた
こともあり何かと関わりがあ
ると思います。

こんにちは！

企画広報グループ

小野寺 健太郎
です！



製造事業所の皆様へ 工業統計調査を 実施します

平成30年工業統計調査は、従業員4人以上の全ての製造事業所を対象に、6月1日現在で実施します。調査をお願いする製造事業所には、5月中旬から6月にかけて、「調査員証」を携行している調査員がお伺いしますので、調査の趣旨・必要性をご理解いただき、回答をよろしくお願いいたします。調査票に記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することは絶対ありません。

▶ 問い合わせ 企画広報グループ
（市役所3階 ☎42～3214）

エンデュランス馬術競技は、一般的に数十キロメートルの

新緑のかもい岳温泉広場を
発着地とし、エンデュラン
スの名のもとに、馬とライダー
が春のかもい岳を駆け抜けま
す。



かもい岳2018ソメスサドル杯 エンデュランス馬術大会開催

長距離を数時間かけて騎乗し、その走破タイムを競う耐久競技です。

▼とき 5月27日（日）6時～15時30分

▼ところ かもい岳温泉広場を
発着地とする特設コース
※観覧は、かもい岳温泉広場及びゲレンデ付近のみ可能。
当日は、山林内の通行は禁止となりますのでご注意ください。

▼問い合わせ 大会事務局
（かもい岳温泉内 ☎42～3939）

犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

愛犬のために必ず受けましょう

犬の飼い主には、狂犬病予防法に基づき、市役所への登録と毎年予防注射が義務づけられています。

今年左表の日程で集合予防注射を実施しますので、最寄りの会場で予防注射を受け

てください。

市役所から「狂犬病予防注射済票」の発行を受けなければなりませんので、注射を受けた動物病院などで発行される「狂犬病予防注射済証」と手数料550円をお持ちのうえ、必ず市で手続きをしてください。

また、新たに犬の登録をされる方は、メモ用紙などに、飼い主の住所・氏名・電話番号、犬の種類、毛色、生年月日、呼び名、性別を書いて、印鑑と一緒に持参してください。

登録と集合予防注射の日程

実施日・実施場所		実施時間
5月13日(日)	文珠第三町内会館	9:00~9:10
	文珠しらかば町内会館	9:20~9:30
	旧西小学校	9:40~9:50
	道の駅うたしないチロルの湯	10:00~10:15
	消防団第二分団詰所	10:25~10:35
	神威神楽岡地区集会所	10:45~10:55
	神威保育所	11:05~11:15
	歌神地区集会所	11:25~11:35
	市役所車庫	11:45~11:55
	郷土館駐車場	13:00~13:10
	本町川向地区集会所	13:20~13:30
	東光地区集会所	13:40~13:50
	上歌ストックヤード	14:00~14:10
戸別訪問実施日 5月13日(日)		14:20~15:50



▼料 金 (1頭に付き)
 ▼新規登録料 3,000円
 ▼注射料 3,110円(注射料2,560円、注射済票交付手数料550円)
 ▼戸別訪問料 1,000円
 ※戸別訪問を希望される方は、5月10日(木)までに申し込みください。
 ▼申し込み・問い合わせ 環境交通グループ(市役所1階) ☎423217

空き家バンクに

登録しませんか

市では、空き家等の有効活用を通して定住促進を図るため、空き家バンクへの登録物件を募集しています。

空き家バンクに登録を希望する方は、企画広報グループ(市役所3階) ☎423214まで申し込みください。

■制度の概要

▼空き家バンク制度

市内で売却・賃貸することがある空き家(1戸建)を、「空き家バンク」に登録していただき、その物件を移住や定住を希望する方へ情報提供を行い、空き家の有効活用を通して、定住の促進を図ることを目的とする制度です。

▼空き家登録の募集・登録

市内の空き家のうち、売却もしくは賃貸を希望する所有者から、物件の情報登録を募り、「空き家バンク」に登録します。

▼情報提供

登録された空き家の情報

を、市のホームページ等を通して公開します。

情報を見て具体的な交渉を希望する方は、市に利用の申し出を行い、市は希望する物件の詳細情報を提供します(4月10日現在、2件の登録があります)。

▼交渉・契約

市は、情報の収集と提供までを行い、所有者と利用希望者との交渉や契約については直接関与しません。

■空き家等情報登録制度(空き家バンク)の流れ

